

見守り 新鮮情報

第102号

庭掃除をしていたら、**シルバー人材センターを名乗る**男性が、「**木のせん定**をするけど、どうか」と勧誘してきた。庭の垣根と2本の木をせん定後、1万円を請求され、**その場で支払った**。「後でゴミを片付けに来る」と言って帰ったきり来ないので、シルバー人材センターに問い合わせたところ、**全く関係のない人物**だった。自分でせん定バサミも持ってないなどおかしい点はあるが、シルバー人材センターの人だということで信用してしまった。せん定の**仕上がりも満足**のいくものではないし、**領収書や契約書もない**。(80歳代 女性)



注意!シルバー人材センターを 名乗る庭木のせん定

■平成22年12月 ■九州・沖縄地方



ひとこと 助言

気をつけてね



見守るくん

- 社会的に信用のある機関を名乗り、消費者を安心させた上で契約をさせる訪問販売の手口の中で、今回は「シルバー人材センター」を名乗った庭木のせん定のトラブルです。
- シルバー人材センターでは、通常、電話で依頼を受け、見積もった上で契約を結びます。飛び込みで勧誘することはありません。また、支払方法は金融機関の口座への振込みで、作業員と直接現金のやり取りをすることは基本的にはありません。
- 訪問販売で契約した場合、制度としてはクーリング・オフがありますが、連絡先が分からないと実質的に被害の回復が困難です。その場で契約や支払いをすることは避けましょう。

●心配なときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。

発行：独立行政法人国民生活センター 本文イラスト：黒崎 玄

2011年1月14日

長崎県消費者被害防止ネットワーク情報をお送りします。

国民生活センターからの情報です。

長崎県消費生活センター

095-824-0999